

改正資金決済法及び改正金融商品取引法の施行に伴う法人税法等の改正

October 2023

In brief

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(2022年6月10日公布、以下、改正法)により改正された、「資金決済に関する法律」(以下、改正資金決済法)、及び「金融商品取引法」(以下、改正金融商品取引法)が2023年6月1日に施行されました。改正資金決済法で新たに定義された電子決済手段は、法定通貨の価値との連動といった性質を有し、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定されており、その経済的機能は銀行預金等と同様であるともいえることから¹、このような性質を踏まえ、2023年度(令和5年度)税制改正により以下の措置が講じられました。

- ・ 改正資金決済法で電子決済手段の定義が設けられたことにより、電子決済手段の消費税法上の取扱い規定
- ・ 改正金融商品取引法で有価証券の定義が見直されたことを受け、法人税法上の有価証券の定義の見直し
- ・ 電子決済手段に係る取引の支払調書の提出の要否等の所得税の取扱いの明示

本ニュースレターでは、改正資金決済法及び改正金融商品取引法の施行に伴う、法人税、消費税及び所得税の改正について解説します。

In detail

1. 改正法による改正の概要

改正法は、「金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業及び複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設等の措置を講ずる」との立法趣旨により、2022年6月3日に国会で成立し、2023年6月1日より施行されています。

改正法により、資金決済に関する法律や金融商品取引法等を含む法律の改正が行われました。改正資金決済法においては、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約するもの及びこれに準ずる性質を有するものが改正資金決済法第2条第5項²で新たに

¹ 財務省ウェブサイト「[令和5年度 税制改正の解説](#)」

² この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権、第3条第1項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの(流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(第3号に掲げるものに該当するものを除く。)
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(次号に掲げるものに該当するものを除く。)
- 三 特定信託受益権
- 四 前3号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

「電子決済手段」と定義され、第3号で特定信託受益権が電子決済手段の一つとして規定されています³。これを受けて改正金融商品取引法では、受益証券発行信託の受益証券に表示されるべき権利及び信託の受益権のうち、改正資金決済法第2条第5項第3号又は第4号に該当する電子決済手段であって有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして、政令で定めるもの(金融商品取引法施行令1の2、2の2柱書)を、有価証券とみなされる権利から除くことされました。金融商品取引法は、信託受益権を有価証券とみなして、金融商品取引法の規定の対象としていましたが、改正資金決済法に規定する特定信託受益権のうち一定の要件を満たすものは有価証券から除外し、規定の対象外としたものです。

2. 特定信託受益権の法人税法上の扱い

法人税法上、有価証券は、金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券その他これに準ずるもの(自己株式及びデリバティブ取引に係るものを除く)と定義されており(法法2二十一)、有価証券に準ずるもの一つとして、金融商品取引法第2条第1項第1号から第15号までに掲げる有価証券及び同項第17号に掲げる有価証券(同項第16号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く)に表示されるべき権利(これらの有価証券が発行されていないものに限る)⁴が規定されていました(旧法令11一)。

改正資金決済法における電子決済手段の定義規定及び、改正金融商品取引法での有価証券の範囲の見直しを受けて、有価証券に準ずるものとの範囲から、改正資金決済法第2条第9項に規定する特定信託受益権が除かれることとされました(法令11一)。

この改正により、特定信託受益権の譲渡損益の計算・計上時期、取得価額については、法人税法における有価証券に関する規定の適用を受けないこととなり、法人税法第22条第4項の規定により一般に公正妥

³「特定信託受益権」は、改正資金決済法第2条第9項において、「金銭信託の受益権(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示される場合に限る。)であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理することその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。」と定義されている。

⁴ 第2条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券(次号及び第11号に掲げるものを除く。)
- 四 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する特定社債券
- 五 社債券(相互会社の社債券を含む。以下同じ。)
- 六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(次号、第8号及び第11号に掲げるものを除く。)
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券
- 八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 九 株券又は新株予約権証券
- 十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- 一二 貸付信託の受益証券
- 十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
- 十四 信託法(平成18年法律第108号)に規定する受益証券発行信託の受益証券
- 十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 十六 抵当証券法(昭和6年法律第15号)に規定する抵当証券
- 十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第1号から第9号まで又は第12号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの(次号に掲げるものを除く。)
- 十八 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
- 十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第21項第3号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場(第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引であって第21項第3号に掲げる取引と類似の取引(金融商品(第24項第3号の3に掲げるものに限る。)又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。)に係るものを除く。)に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第22項第3号若しくは第4号に掲げる取引に係る権利(以下「オプション」という。)を表示する証券又は証書
- 二十 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

当と認められる会計処理の基準⁵に従って計算されることになります⁶。

上記の改正は、改正法の施行日(2023年6月1日)から施行されています(改正法令附則1二)。

なお、外貨建電子決済手段(外国通貨で表示される電子決済手段)は、「短期外貨建債権以外の外貨建債権」(法令122の4二)に該当するため、法人税法第61条の9(外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等)の適用となります。

3. 電子決済手段の譲渡の消費税法上の取扱い

消費税法上、支払手段等の譲渡は非課税とされ(消法6①、消法別表1二)、課税売上割合の計算に含めないこととされています(消法30⑥、消令48②一)。消費税法別表第1第2号は、非課税取引の対象となる有価証券及び支払手段等を規定しており⁷、別表第1第2号に規定する有価証券に類するものの一つとして、金融商品取引法第2条第1項第1号から第15号までに掲げる有価証券及び同項第17号に掲げる有価証券(同項第16号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く)に表示されるべき権利(これらの有価証券が発行されていないものに限る)が規定され(旧消令9一)、別表第1第2号に規定する支払手段に類するものとして、資金決済法第2条第5項に規定する暗号資産及び国際通貨基金協定第15条に規定する特別引出権が規定されていました(旧消令9④)。

改正資金決済法の施行に伴い、電子決済手段を「支払手段に類するもの」として、暗号資産と同様に、その譲渡を消費税法上の非課税取引とする、金融庁の令和5年度税制改正要望が出されていたところです。

改正資金決済法における電子決済手段の定義規定及び、改正金融商品取引法での有価証券の範囲の見直しを受けて、別表第1第2号に規定する有価証券に類するものの範囲から、電子決済手段(改正資金決済法第2条第5項に規定する電子決済手段)に該当するものが除かれ(消令9一)、別表第1第2号に規定する支払手段に類するものは、電子決済手段(改正資金決済法第2条第5項に規定する電子決済手段)、改正資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産及び国際通貨基金協定第15条に規定する特別引出権に改正されました(消令9④)⁸。

課税売上割合の計算は、次の算式により計算します。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{国内における課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)の対価の額の合計額}}{\text{(課税売上高と輸出による免税売上高の合計額)}} \\ \text{課税売上割合} = \frac{\text{国内における資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)の対価の額の合計額}}{\text{(課税売上高と輸出による免税売上高、非課税売上高の合計額)}}$$

分母の「資産の譲渡等」には、支払手段の譲渡(暗号資産の譲渡も含む)、特定の金銭債権の譲渡および国債等の現先取引債券(売現先)等の譲渡に係る売上高は含まれません。改正により、消費税法施行令第9条第4項に規定する電子決済手段の譲渡が追加され、課税売上割合の計算に含めないこととされました(消令48②一)。

上記の改正は、改正法の施行日(2023年6月1日)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れに係る消費税について適用されています(改正消令附則2)。

⁵ 第491回企業会計基準委員会(2022年11月21日)https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20221121_13.pdfにおいて、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い 第3号電子決済手段の発行及び保有に関する会計処理について審議され、2023年5月31日に「実務対応報告公開草案第66号」資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)が公表された。https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/denshikessai2023_02.pdf

⁶ 財務省ウェブページ「[令和5年度 税制改正の解説](#)」

⁷ 金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの及び外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号に規定する支払手段その他これに類するものとして政令で定めるもの譲渡

⁸ 「資金決済法における電子決済手段については、消費税法で非課税とされる有価証券、金銭債権又は前払式支払手段と概念上重複が生じ得る部分が存在するため、重複する部分については、消費税法令上は支払手段に類するものとして取り扱われることとなるよう、重複を排除するための規定の整備」が行われた(財務省ウェブページ「[令和5年度 税制改正の解説](#)」)。

4. 電子決済手段取引等の所得税法上の取扱い

株式等の譲渡の対価の受領者の告知及び信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等について、次の措置が講じられました。

- ① 特定信託受益権の譲渡をした者がその譲渡の対価で金銭以外のものの支払を受ける場合には告知を要しないこととされるとともに、その支払をする者等はその支払等に関する調書の提出を要しないこととされました(所法 224 の 3 ①、224 の 4)。
- ② 株式等の譲渡の対価の支払者等の範囲に、特定信託受益権の譲渡についてその売買等の媒介、取次ぎ又は代理の委託を受けた電子決済手段等取引業者が追加されました(所法 224 の 3 ①四、224 の 4 三)。

上記の改正は、改正法の施行日(2023 年 6 月 1 日)以後に行われる株式等の譲渡又は信託受益権の譲渡について適用されています(改正所法附則 7)。

所得税法上の有価証券の範囲から特定信託受益権が除外され(所令 4 一)、改正法の施行日(2023 年 6 月 1 日)から施行されています(改正所令附則①二)。

The takeaway

金融のデジタル化に対応した法制度の整備が進められるとともに、会計基準の開発や税制の改正も行われています。適切な法人税申告や消費税申告を行うためにも、法制度及び会計処理の理解が重要であり、今後も法制度の改正や会計基準の動向に留意する必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Emai:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

浅川 和仁

マネージング・ディレクター

鬼頭 朱実

ディレクター

荒井 優美子

シニア・マネジャー

朝倉 雅彦

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

Japan Tax Update

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.